株主総会資料の電子提供制度に関する当社対応について

会社法の改正により、株主総会資料の電子提供制度が始まりました。

本制度は、株主総会資料をウェブサイトに掲載して株主の皆様にご提供する制度として、すべての上場会社で義務化されました。

これにより、当社は、2024年6月開催予定の定時株主総会から、株主総会資料はウェブサイトでのみのご提供とさせていただき、書面によるご提供を取りやめさせていただきます。

引き続き、書面による株主総会資料のご提供を希望される株主様は、議決権基準日 (2024年6月開催予定の定時株主総会については2024年3月31日)までに三井住友信託 銀行またはお取引の証券会社で書面交付請求のお手続きを行っていただきますようお願い いたします。

なお、すでに書面交付請求のお手続きを行っていただいた株主様は、あらためてお手続きいただく必要はございませんが、お手続き後に株主番号が変わった場合は、あらためてお手続きいただく必要がございますので、ご注意ください(※)。

※証券会社の提供する貸株サービスのご利用、あるいは全株式の売却により、一時的に保有株式が0株になる場合は、株主番号が変わる可能性があります。

ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

電子提供制度(書面交付請求)に関するお問い合わせ先

三井住友信託銀行 専用コールセンター 0120-533-600 (フリーダイヤル) 担当者による対応 受付時間 9:00~17:00 (土・日・祝日および 12/31~1/3 を除く) 自動音声での対応 24 時間 365 日

以上